



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 25 日 (火)
号外第 2 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
(2) (地域課) 2
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (3) (交通企画課) 3
- ◇ **労委規則** 鳥取県労働委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則 (1) 8

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名 称	位 置	所 管 区	警察署	名 称	位 置	所 管 区
略				略			
鳥取県	略			鳥取県	略		
郡家警察署	南駐在所	八頭郡八頭町南	八頭郡八頭町のうち用呂、日田、富枝、北山、志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野、南、島、重枝、徳丸、横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、三浦、柿原、佐崎、奥野、茂谷、清徳、三山口、鍛冶屋、小別府、新興寺、安井宿、 <u>桜ヶ丘及び日下部</u>	郡家警察署	南駐在所	八頭郡八頭町南	八頭郡八頭町のうち用呂、日田、富枝、北山、志谷、中、稗谷、横地、妻鹿野、南、島、重枝、徳丸、横田、茂田、才代、東、皆原、岩淵、三浦、柿原、佐崎、奥野、茂谷、清徳、三山口、鍛冶屋、小別府、新興寺、安井宿及び日下部
略				略			
略				略			

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>高速自動車国道等</u>における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、<u>次に掲げる路線</u>に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p><u>(1) 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線</u></p> <p><u>(2) 一般国道9号（名和インターチェンジから鳥根県境までの間における自動車専用道路に限る。）</u></p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通行禁止（ウからコまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する<u>郵便物</u>の集配のため使用する車両</p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">放置違反金納付命令書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </div>	<p>（高速自動車国道における権限）</p> <p>第24条 法及び第4条の規定により署長の権限に属する事務のうち、<u>高速自動車国道</u>に係るものは、鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通行禁止（ウからコまでに掲げる車両については、車両進入禁止及び指定方向外進行禁止を除く。）の規制の対象から除外する車両</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>コ 次に掲げる車両で、公安委員会の指定を受け、当該用途のために現に使用中のもの</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する<u>通常郵便物</u>の集配のため使用する車両</p> <p>(エ)～(ク) 略</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>別記様式第3号の2の2（第9条の2関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">放置違反金納付命令書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> </div>

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	
納付の場所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局株式会社では取扱いできません。）
略	

略

注 略

教示 略

備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）

（表）

第	号
年	月
日	
様	
鳥取県公安委員会 印	
督促状	
あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。	
下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。	
指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。	
なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。	
記	
略	
略	
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、株式会社ゆうちょ銀行又は郵便

様

鳥取県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	
納付の場所	納入通知書記載の金融機関（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。）
略	

略

注 略

教示 略

備考 略

別記様式第3号の2の4（第9条の4関係）

（表）

第	号
年	月
日	
様	
鳥取県公安委員会 印	
督促状	
あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。	
下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。	
指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。	
なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。	
記	
略	
略	
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 局株式会社では取扱いできません。 〃。) </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;"> 略 </div> <p>注 略 教示 略 備考 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;"> 略 </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;"> 略 </div> <p>注 略 教示 略 備考 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;"> 略 </div>
--	--

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第7条の2関係)

路 線 名	区 間
高速自動車国道中国横断自動車道 (岡山米子線)	日野郡江府町大字下蚊屋地内岡山県境から米子市赤井手地内米子自動車道入口交差点まで
一般国道9号	鳥取市秋里地内秋里交差点から米子市陰田町地内島根県境まで
一般国道9号	鳥取市気高町八束水地内八束水交差点から鳥取市青谷町大字青谷地内一般国道9号(山陰道)青谷インターチェンジまで
一般国道9号(山陰道)	鳥取市青谷町大字青谷地内一般国道9号(山陰道)青谷インターチェンジから東伯郡湯梨浜町大字長瀬地内長瀬浜入口交差点まで
一般国道9号(山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点まで
一般国道9号(山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般県道旧奈和西坪線が接続する地点から米子市陰田町地内島根県境まで
一般国道9号(山陰道ランプ道)	米子市尾高地内一般国道9号(山陰道)米子東インターチェンジ東側から同市今在家地内一般国道9号(山陰道)米子東インターチェンジ西側まで
一般国道9号(山陰道ランプ道)	米子市赤井手字明寿庵967-2から同市今在家地内一般国道9号(山陰道)米子東インターチェンジ西側まで
一般国道9号(山陰道ランプ道)	米子市赤井手地内米子自動車道入口交差点から同市流通町地内主要地方道米子大山線と接続する地点まで
一般国道9号	米子市陰田町地内一般国道9号(山陰道)米子西インターチェンジ西側から同市陰田町地内陰田町交差点まで
一般国道29号	八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈地内南隈交差点まで
一般国道53号	鳥取市東町一丁目地内鳥取県庁交差点から同市秋里地内秋里交差点まで
一般国道431号	境港市昭和町地内上道町交差点から米子市赤井手地内米子自動車道入口交差点まで
主要地方道鳥取国府岩美線	鳥取市南吉方三丁目地内産業道路交差点から同市国府町新通り三丁目地内県道奥谷正蓮寺線と接続する地点まで
主要地方道米子大山線	米子市二本木地内大山入口交差点から同市流通町地内一般国道9号

	(山陰道ランプ道)と接続する地点まで
主要地方道米子境港線	境港市小篠津町地内境港市道空港線と接続する地点から同市外江町地内境港市道外港外江線と接続する地点まで
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目地内若葉台交差点から同市東町一丁目地内鳥取県庁交差点まで
一般県道鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内県道伏野覚寺線と接続する地点まで
一般県道旧奈和西坪線	西伯郡大山町名和地内一般国道9号(山陰道)と接続する地点から同町西坪地内御来屋駅東交差点まで
一般県道大山口停車場線	西伯郡大山町所子地内一般県道大山口停車場大山線と接続する地点から同町国信地内一般国道9号と接続する地点まで
一般県道大山口停車場大山線	西伯郡大山町所子地内一般県道大山口停車場線と接続する地点から同町平木地内一般国道9号(山陰道)大山インターチェンジまで
一般県道淀江インター線	西伯郡大山町安原地内一般国道9号(山陰道)淀江インターチェンジから米子市淀江町今津地内今津交差点まで
一般県道両三柳西福原線	米子市河崎地内河崎交差点から同市西福原一丁目地内西福原一丁目交差点まで
一般県道米子空港線	境港市小篠津町地内境港市道空港線と接続する地点から同市佐斐神町地内空港入口交差点まで
一般県道境外港線	境港市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点から同市上道町地内上道町交差点まで
一般県道渡余子停車場線	境港市渡町字取満2617 1から同市渡町地内主要地方道米子境港線と接続する地点まで
鳥取市道湖山商栄線	鳥取市千代水四丁目地内一般県道鳥取港湖山停車場線と接続する地点から同市千代水二丁目地内千代水交差点まで
鳥取市道千代水区画16号線	鳥取市千代水二丁目地内鳥取市道千代水区画33号線と接続する地点から同市千代水二丁目153 1まで
鳥取市道千代水区画33号線	鳥取市千代水二丁目地内鳥取市道湖山商栄線と接続する地点から同市千代水二丁目地内鳥取市道千代水区画16号線と接続する地点まで
境港市道空港線	境港市小篠津町地内主要地方道米子境港線と接続する地点から同市小篠津町地内一般県道米子空港線と接続する地点まで
境港市道外港外江線	境港市外江町地内主要地方道米子境港線と接続する地点から同市西工業団地地内境港市道外江47号線と接続する地点まで
境港市道外江47号線	境港市西工業団地地内境港市道外港外江線と接続する地点から同市西工業団地地内境港市道外江96号線と接続する地点まで
境港市道外江96号線	境港市西工業団地160から同市西工業団地地内境港市道外江47号線と接続する地点まで
境港市道外港昭和町線	境港市昭和町地内臨港道路昭和北幹線と接続する地点から同市昭和町地内臨港道路昭和南幹線と接続する地点まで
臨港道路昭和南幹線	境港市昭和町地内境港市道外港昭和町線と接続する地点から同市昭和町地内一般県道境外港線と接続する地点まで
臨港道路昭和北幹線	境港市昭和町9 28から同市昭和町地内境港市道外港昭和町線と接続する地点まで

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県道路交通法施行細則別表第1、別記様

式第3号の2の2及び別記様式第3号の2の4の改正は、公布の日から施行する。

労 働 委 員 会 規 則

鳥取県労働委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

鳥取県労働委員会規則第1号

鳥取県労働委員会の運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県労働委員会の運営に関する規則（平成17年鳥取県労働委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（総会の招集）</p> <p>第2条 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。</p>	<p>（総会の招集）</p> <p>第2条 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2木曜日及び第4木曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。